

所得税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(減価償却資産の範囲)

第六条 法第二条第一項第十九号(定義)に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(時の経過によりその価値の減少しないものを除く。)とする。

一 七 省 略

八 次に掲げる無形固定資産

イ ール 省 略

ロ 漁港水面施設運営権

ワ ツ 省 略

九 省 略

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)

第四十一条の二 法第十条第二項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する政令で定める書類は、障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類(以下この項、第三項及び第五項において「障害者等確認書類」という。)(当該障害者等確認書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、当該障害者等確認書類及び住所等確認書類(当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、運転免許証その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類をいう。次項において同じ。))とする。

2 5 省 略

(公社債等に係る有価証券の記録等)

第五十一条の三 法第十一条第三項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する政令で定める方法は、公共法人等又は公益信託等の受託者が所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する同項に規定する公社債等(以下この項、次項及び次条において「公社債等」という。)の利子等(法第十一条第三項に規定する利子等をいう。次条において同じ。))につ

改正前

(減価償却資産の範囲)

第六条 同上

一 七 同 上

八 同 上

イ ール 同 上

ロ ツ 同 上

九 同 上

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)

第四十一条の二 法第十条第二項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する政令で定める書類は、障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類(以下この項、第三項及び第五項において「障害者等確認書類」という。)(当該障害者等確認書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、当該障害者等確認書類及び住所等確認書類(当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類をいう。次項において同じ。))とする。

2 5 同 上

(公社債等に係る有価証券の記録等)

第五十一条の三 法第十一条第三項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する政令で定める方法は、公共法人等又は公益信託等の受託者が所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する同項に規定する公社債等(以下この条及び次条において「公社債等」という。)の利子等(同項に規定する利子等をいう。次条において同じ。))につき法第十一条第一項

き法第十一条第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする次の各号に掲げる公社債等の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 公社債及び前条各号に掲げる受益権（次号から第四号までに掲げるものを除く。） 金融機関の営業所等（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者の営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項並びに次項第一号及び第四号において同じ。）に係る金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法

二 社債（法第二条第一項第九号（定義）に規定する社債であつて、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号（登録の申請）に規定する権利に該当するものをいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）

金融商品取引業者等（同法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。同号において同じ。）に特定管理方法（当該社債の譲渡についての制限を付すことその他の金融庁長官が定める要件を満たす方法をいう。）による保管の委託をする方法

三 公社債及び前条第二号又は第三号に掲げる受益権で投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する投資信託委託会社をいう。次項第三号において同じ。）から取得するもの（前号に掲げるものを除く。） 振替の取次ぎをした当該投資信託委託会社の営業所を通じて金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法

四 長期信用銀行法第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債その他財務省令で定める公社債等、記名式の貸付信託及び公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。）の受益証券（第二号に掲げるものを除く。） 金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受ける方法又は金融機関の営業所等に保管される方法

2

次の各号に掲げる営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。第二号において同じ。）（次条において「金融機関等の営業所等」という。）は、当該各号に定める公社債等につき、帳簿を備え、その記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした者の各人別に口座を設け、

及び第二項の規定の適用を受けようとする次の各号に掲げる公社債等の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 公社債及び前条各号に掲げる受益権（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 金融機関の営業所等（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者の営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法

二

公社債及び前条第二号又は第三号に掲げる受益権で投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する投資信託委託会社をいう。次項において同じ。）から取得するもの 振替の取次ぎをした当該投資信託委託会社の営業所を通じて金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法

三

長期信用銀行法第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債その他財務省令で定める公社債等、記名式の貸付信託及び公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。）の受益証券 金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受ける方法又は金融機関の営業所等に保管される方法

2

前項第一号若しくは第三号の金融機関の営業所等又は同項第二号の投資信託委託会社の営業所（次条において「金融機関等の営業所等」という。）は、金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受けた公社債等又は振替の取次ぎをした公社債等につき、帳簿を備え

財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 前項第一号の金融機関の営業所等 同号の金融機関の振替口座簿に記載又は記録をした公社債等
- 二 前項第二号の金融商品取引業者等の営業所等 同号の保管の委託を受けた社債
- 三 前項第三号の投資信託委託会社の営業所 同号の金融機関の振替口座簿に記載又は記録をした公社債等
- 四 前項第四号の金融機関の営業所等 同号の金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は同号の保管の委託を受けた公社債等
- 3 金融庁長官は、第一項第二号の規定により要件を定めたときは、これを告示する。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、同項の帳簿の保存に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出)

第五十一条の四 省 略

- 2 前項の金融機関等の営業所等の長は、同項の申告書に記載されている公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、保管又は振替の取次ぎに関する事項と前条第二項の帳簿に記載されている当該公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、保管又は振替の取次ぎに関する事項とが異なるときは、当該申告書を受理してはならない。

3 省 略

(国庫補助金等の範囲)

第八十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。

一 四 省 略

五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障

、その記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした者の各人別に口座を設け、財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、前項の帳簿の保存その他公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、振替の取次ぎ又は保管の委託に係る手続に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出)

第五十一条の四 同 上

- 2 前項の金融機関等の営業所等の長は、同項の申告書に記載されている公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、振替の取次ぎ又は保管に関する事項と前条第二項の帳簿に記載されている当該公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、振替の取次ぎ又は保管に関する事項とが異なるときは、当該申告書を受理してはならない。

3 同 上

(国庫補助金等の範囲)

第八十九条 同 上

一 四 同 上

の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。第七号において同じ。）

六 省 略

七 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第二十五号（業務の範囲）に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金

八 省 略

（資本的支出の取得価額の特例）

第百二十七条 省 略

2・3 省 略

4 第一項に規定する場合において、同項に規定する支出する金額が漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出するものであるときは、第一項中「種類及び耐用年数」とあるのは、「種類」とする。

5・6 省 略

（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した非事業用資産で業務の用に供されたものの取得価額）

第百二十八条 省 略

2 前条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、前項に規定する資産を同項の業務の用に供した後において当該資産につき支出する金額のうちに同条第一項に規定する必要経費に算入されなかつた金額がある場合について準用する。

五 同 上

六 同 上

（資本的支出の取得価額の特例）

第百二十七条 同 上

2・3 同 上

4・5 同 上

（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した非事業用資産で業務の用に供されたものの取得価額）

第百二十八条 同 上

2 前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する資産を同項の業務の用に供した後において当該資産につき支出する金額のうちに同条第一項に規定する必要経費に算入されなかつた金額がある場合について準用する。

（特定公益信託の要件等）

第百二十七条の二 法第七十八条第三項（特定公益信託）に規定する政令で

定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）であることとする。

一 当該公益信託の終了（信託の併合による終了を除く。次号において同じ。）の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること。

二 当該公益信託は、合意による終了ができないものであること。

三 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。

四 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金

ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得

ハ イ又はロに準ずるものとして財務省令で定める方法

五 当該公益信託につき信託管理人が指定されるものであること。

六 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。

七 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

八 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないものであること。

2 法第七十八条第三項に規定する政令で定めるところにより証明がされた公益信託は、同項に定める要件を満たす公益信託であることにつき当該公益信託に係る主務大臣（当該公益信託が次項第二号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第十一条（主務官庁の権限に属する事務の処理）その他の法令の規定により当該公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この条において同じ。）の証明を受けたものとする。

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託

託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限り。）とする。

一 科学技術（自然科学に係るものに限り。）に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給

二 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給

三 学校教育法第一条（定義）に規定する学校における教育に対する助成

四 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与

五 芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限り。）を行うこと。

六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項（定義）に規定する文化財の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限り。）を行うこと。

七 開発途上にある海外の地域に対する経済協力（技術協力を含む。）に資する資金の贈与

八 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に対する助成金の支給

九 すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限り。）を行うこと。

十 国土の緑化事業の推進（助成金の支給に限り。）

十一 社会福祉を目的とする事業に対する助成

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

4 当該公益信託に係る主務大臣は、第二項の証明又は前項の認定をしようとするとき（当該証明がされた公益信託の第一項各号に掲げる事項に関する信託の変更を当該公益信託の主務官庁が命じ、又は許可するときを含む。）は、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号（法定受託事務）に規定する第一号法定受託事務とする。

(内部取引に含まれない事実の範囲等)

第二百二十五条の十六 省 略

2 法第九十五条第七項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ 省 略

ハ 第六条第八号イからツまで(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号力からツまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 省 略

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第二百九十一条の二 省 略

2 法第六十二条第二項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ 省 略

ハ 第六条第八号イからツまで(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号力からツまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 省 略

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条の二第二項の改正規定 令和六年十二月二日

二 第二百十七条の二を削る改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条、第九条及び第十条の規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第号)の施行の日

(内部取引に含まれない事実の範囲等)

第二百二十五条の十六 同 上

2 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 第六条第八号イからソまで(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号ワからソまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 同 上

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第二百九十一条の二 同 上

2 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 第六条第八号イからソまで(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号ワからソまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 同 上

（公社債等に係る有価証券の記録等に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第五十一条の三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、所得税法第十一条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託がこの政令の施行の日以後に支払を受けるべき同号に規定する社債の利子について適用する。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第八十九条第五号及び第七号の規定は、令和六年分以後の所得税について適用する。

（特定公益信託の要件等に関する経過措置）

第四条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定に基づくこの政令による改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二百十七条の二第三項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（当該特定公益信託が第二号に掲げるものをその目的とする公益信託である場合を除き、当該特定公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。次項において同じ。）」と、同条第四項中「証明がされた公益信託の第一項各号」とあるのは「公益信託の所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第四百十一号）による改正前の所得税法施行令第二百十七条の二第一項各号（特定公益信託の要件等）」とする。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条 所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附 則

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第二条 省 略

附 則

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第二条 同 上

2 個人が、平成二十四年分においてその有する減価償却資産（新令第二百二十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる減価償却資産に限る。以下この項及び次項において同じ。）につきそのよるべき償却の方法として同条第一項第二号ロに規定する定率法（次項において「定率法」という。）を選定している場合において、平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間に減価償却資産の取得をするとき（同年分において次項の規定の適用を受けるときを除く。）は、当該減価償却資産を同年三月三十一日以前に取得された資産とみなして、次項並びに所得税法施行令第二百二十条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（減価償却資産の償却の方法）及び第二百二十七条第五項（資本的支出の取得価額の特例）の規定を適用することができる。

3 個人が、平成二十四年分においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合において、同年分の所得税に係る確定申告期限までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された第二号に掲げる年分以後の各年分における所得税法施行令第二百二十条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第二百二十七条第五項の規定の適用については、その減価償却資産（新令第二百二十条の二第一項第二号ロ(2)に掲げる資産及びその届出書に記載された第二号に掲げる年分において同条第二項第二号イに規定する調整前償却額が同項第一号に規定する償却保証額に満たない資産を除く。）は、平成二十四年四月一日以後に取得された資産とみなす。

一 三 省 略

4 省 略

5 個人が平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に減価償却資産について支出した金額（経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）について旧令第二百二十七条第四項又は第五項の規定により平成二十五年一月一日において新たに取得したものとされる減価償却資産（第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得税法施行令第二百二十条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第二百二十七条第五項の規定の適用については、当該減価償却資産は、平成二十四年三月三十一日以前に取得された資産に該当するものとする。

2 個人が、平成二十四年分においてその有する減価償却資産（新令第二百二十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる減価償却資産に限る。以下この項及び次項において同じ。）につきそのよるべき償却の方法として同条第一項第二号ロに規定する定率法（次項において「定率法」という。）を選定している場合において、平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間に減価償却資産の取得をするとき（同年分において次項の規定の適用を受けるときを除く。）は、当該減価償却資産を同年三月三十一日以前に取得された資産とみなして、次項並びに所得税法施行令第二百二十条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（減価償却資産の償却の方法）及び第二百二十七条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定を適用することができる。

3 個人が、平成二十四年分においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合において、同年分の所得税に係る確定申告期限までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された第二号に掲げる年分以後の各年分における所得税法施行令第二百二十条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第二百二十七条第四項の規定の適用については、その減価償却資産（新令第二百二十条の二第一項第二号ロ(2)に掲げる資産及びその届出書に記載された第二号に掲げる年分において同条第二項第二号イに規定する調整前償却額が同項第一号に規定する償却保証額に満たない資産を除く。）は、平成二十四年四月一日以後に取得された資産とみなす。

一 三 同 上

4 同 上

5 個人が平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に減価償却資産について支出した金額（経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）について旧令第二百二十七条第四項又は第五項の規定により平成二十五年一月一日において新たに取得したものとされる減価償却資産（第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得税法施行令第二百二十条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第二百二十七条第四項の規定の適用については、当該減価償却資産は、平成二十四年三月三十一日以前に取得された資産に該当するものとする。

6・7 省略

(地方自治法施行令の一部改正)

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
省略	省略
河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）	省略

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）	省略
省略	省略

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二百十七条の二第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一所

6・7 同上

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 同上

政令	事務
同上	同上
同上	同上
所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）	第二百十七条の二第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
同上	同上
同上	同上

得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の項の規定は、なおその効力を有する。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第八条 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附 則

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 省 略

2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、所得税法施行令第六条の規定の適用については、同条第八号タに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。

（財務省組織令の一部改正）

第九条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

（税制第三課の所掌事務）

第三十五条 税制第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 省 略

三 省 略

（財務省組織令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二百十七条の二第四項の規定による協議については、前条の規定による改

附 則

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 同 上

2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、所得税法施行令第六条の規定の適用については、同条第八号ヨに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。

（税制第三課の所掌事務）

第三十五条 同 上

一・二 同 上

三 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条の二第四項の規定による協議に関すること。

四 同 上

正前の財務省組織令第三十五条第三号の規定は、なおその効力を有する。

—